

医療情報・システム基盤体制充実加算に関する掲示

- ・ 当院では、マイナンバーカードが健康保険証として使用できオンライン資格確認を行っております。
- ・ オンライン資格確認システムを利用し、患者さんが同意すれば、他院で処方されている薬剤情報や特定健診の情報等を活用して診療することができます。
- ・ 上記体制の整備に伴いまして、令和5年4月～12月末まで特例措置により「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定致します。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算		特例措置期間（令和5年4月～12月まで）	
初診	マイナンバーを利用しない 診療情報の取得に同意しない	加算1	6点
	マイナンバーを利用する 他医療機関からの紹介状あり	加算2	2点
再診	マイナンバーを利用しない 診療情報の取得に同意しない	加算3	2点
	マイナンバーを利用する 他医療機関からの紹介状あり		—

※同意する場合でも他院での薬剤情報・特定健診情報が確認できない場合（当院以外の医療機関を受診していない等）マイナンバーを利用しない扱いとなります。